

ASTEC-X ソフトウェア製品使用許諾書 (サイトライセンス)

株式会社アールワークス(以下「アールワークス」という)は、ASTEC-X (媒体やマニュアルなどの印刷物に記録または記載されたコンピュータプログラム等の情報(オープンソフトウェアである VcXsrv と PuTTY を除く)のことをいい、以下「本ソフトウェア製品」という)を日本国内において使用する譲渡不能の非独占的権利を

以下「ユーザ」という)に許諾し、これに関し双方以下のとおり約定します。ユーザ・アールワークス両当事者は互いに誠意をもってこの契約を履行するものとします。

第 1 条 (使用権)

- ユーザは、本契約に基づき使用許諾された本ソフトウェア製品を、同一サイトの範囲にありかつ同一管理者の管理下にある計算機上にインストールし、本契約の別紙 1 で使用許諾されたライセンス数を上限として、ユーザ自身が使用することができます。ただし、当該計算機は、アールワークスが本ソフトウェア製品を動作させる機器として指定している計算機とします。
- ユーザは、アールワークス所定の追加料金を支払うことにより、本ソフトウェア製品の使用許諾にかかわるライセンス数を増やすことができるものとします。

第 2 条 (補修等)

本ソフトウェア製品の媒体に材質上または製造上の瑕疵があり、その取扱説明書に従って合理的にインストールもしくは使用できないときは、ユーザが本ソフトウェア製品を受取った日より 60 日以内に限り、アールワークスは無償で補修または交換に応じるものとします。

第 3 条 (サポート)

ユーザは、別途サポート契約を締結およびサポート料金を支払うことにより、本ソフトウェア製品の技術サポートをアールワークスもしくはアールワークスの指定する第三者より受けることができるものとします。

第 4 条 (禁止事項)

ユーザは書面により事前にアールワークスの承認を得た場合を除いては、以下の行為をしてはならないものとします。

- 本ソフトウェア製品を第三者に譲渡したり、サブライセンスしたり、レンタルすること。

- 本ソフトウェア製品を複製したり、解析(リバースエンジニアリング)したり、変更すること。

第 5 条 (著作権)

- 本ソフトウェア製品の著作権は、アールワークスまたはその許諾者(本ソフトウェア製品の一部について著作権を有し、アールワークスにその再配布を許諾している者)が有するものであり、ユーザはいかなる場合においても、本契約に明記された使用権を除いて、本ソフトウェア製品に関する著作権、所有権その他いかなる権利も取得するものではありません。
- ユーザは、本契約に基づく本ソフトウェア製品の使用が第三者の著作権等の知的財産権を侵害するものとして、当該第三者の異議申し立てまたは訴訟を受けた場合には、直ちにアールワークスにその旨を書面で通知するものとします。アールワークスは本ソフトウェア製品のアールワークスが著作権を有する部分について、防御及び賠償の責任を負います。ただし、そうした異議申し立てまたは訴訟について、ユーザはアールワークスに継続的にすべての情報と援助を提供するとともに、アールワークスが著作権を有する部分に関してはアールワークスに防御及び交渉のすべてをまかせることを条件とします。また、ユーザが本契約条項に違反していた場合は、この限りではありません。

- 前記異議申し立てまたは訴訟を受けた場合またはその可能性がある場合、アールワークスはアールワークスの判断により本ソフトウェア製品を改変するなどして本ソフトウェア製品または類似した機能を有するソフトウェアの使用をユーザが継続できるようにするか、もしくは本ソフトウェア製品の対価から減価償却分(償却期間を 5 年とし定額法で償却する)を引いた金額を払い戻すことによって本契約を解除することができるものとします。

第 6 条 (機密の保持)

ユーザは本契約の有効期間中及び契約解除後も、本ソフトウェア製品(本ソフトウェア製品独自の表現、アイデア等の情報を含む)を秘密に保持し、書面により事前にアールワークスの承認を得た場合を除いては、本ソフトウェア製品を第三者に開示してはならないものとします。

第7条(契約の解除)

1. ユーザはアールワークスに対し書面で通知することにより、いつでも本契約を解除することができるものとします。
2. アールワークスは次の各号の一に該当する事由があるときは、本契約を解除することができるものとします。
 - (a). ユーザが本契約に定めるいずれかの条項に違反したとき。
 - (b). ユーザについて支払いの停止または破産、民事再生手続、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - (c). 本契約第5条第3項の場合。
3. ユーザは前各項の規定により本ソフトウェア製品の使用权が解除になった場合であっても、前第2項(c)の場合を除き、既にアールワークスに支払った対価の返還を求めることはできないものとします。
4. 本ソフトウェア製品の使用权が解除された場合には、ユーザは本ソフトウェア製品を直ちにアールワークスに返還するか、または破棄するものとし、ユーザは返還または破棄と同時にその事実を証明するユーザの代表者が署名した証明書をアールワークスに提出するものとします。

第8条(アールワークスの保証の範囲)

1. アールワークスが本ソフトウェア製品の誤りに関して負う保証義務は、第2条に規定する補修等を行うことにのみ限られているものとします。
2. アールワークスは本ソフトウェア製品が特定の目的のために適当または有用であることを一切保証しないものとします。
3. アールワークスはユーザが本ソフトウェア製品を使用したことによって被った直接的、間接的または偶発的損害について、一切責任を負わないものとします。
4. ユーザが本ソフトウェア製品を日本国外で使用したことにより、第三者からなんらかの請求や訴訟を受け、そのために支障や損害を被っても、アールワークスは一切責任を負いません。また、ユーザの日本国外での使用によりアールワークスが損害を被った場合は、お客様にその賠償を請求する場合があります。

第9条(反社会的勢力の排除)

1. ユーザ及びアールワークスは、次の各号に掲げる事項について相互に保証します。
 - (a). 現在及び将来において、自社、自社の取締役、監査役等の会社役員及び自社の従業員その他自社と

雇用契約を締結しているすべての者並びに主要な株主が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人ないしこれらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)ではないこと

- (b). 反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金関係の構築を行っておらず、今後も行わないこと。
 - (c). 反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行っておらず、今後も行わないこと。
 - (d). 現在及び将来において、反社会的勢力が、直接・間接を問わず、自社の経営に関与していないこと。
 - (e). 取引の相手方に対し、暴力的または威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと。
2. ユーザ及びアールワークスは、相手方が前項の保証に反していると合理的に判断したときは、相手方に対する一方的な意思表示によって本契約を解約することができるものとし、相手方は、解約により生じた損害について何らの請求もできないものとします。

第10条(協議)

本契約に規定なき事項または本契約の履行に際し疑義を生じた場合は、ユーザ・アールワークス両当事者は、誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

第11条(合意管轄)

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、ユーザとアールワークス双方が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保管するものとします。

年 月 日

(ユーザ) (住所)
(社名・機関名)

(アールワークス) 東京都中央区日本橋室町4丁目3番18号
東京建物室町ビル3階
株式会社 アールワークス
代表取締役 池田 豊

別紙 1 ASTEC-X ライセンス

製品バージョン:

シリアル番号:

ライセンス数:

ASTEC-X ユーザ登録依頼書

製品バージョン:

シリアル番号:

ライセンス数:

(ふりがな)

住所 : 〒

法人団体名:

所属部署名:

(ふりがな)

氏名 :

電話番号:

(内線:)

Fax 番号:

E-Mail アドレス:
